

横須賀市財政基本計画 《概要版》

平成 23 年（2011 年）2 月

横 須 賀 市

横須賀市財政基本計画 概要版 目次

はじめに	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の対象	1
3 計画期間および目標設定	1
4 本計画の構成	1
第1章 現在の本市の財政状況	2
1 歳入（収入）の推移	2
2 歳出（支出）の推移	4
3 財政調整基金等からの取崩額の推移	5
4 市債借入額と借入残高の推移	6
5 本市の財政状況の総括	8
第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み	10
1 今後3年間（平成23～25年度）の財政収支見込み	10
2 中長期（平成26～33年度）の財政見通し	12
第3章 持続可能な財政運営のための財政運営方針と具体的な取り組み	15
1 今後の財政運営の方針	15
2 財政運営方針1のための取り組みと数値目標	16
3 財政運営方針2のための取り組みと数値目標	19
4 財政運営方針3のための取り組み	19
第4章 数値目標を達成した場合の財政収支見込み	20
1 今後3年間（平成23～25年度）の財政収支見込み	20
2 中長期（平成26～33年度）の財政見通し	22
3 計画のまとめ	26

はじめに

1 計画策定の目的

「財政基本計画」は、将来にわたって持続可能な財政運営を計画的に行っていくために、財政予測を基に今後の財政運営の具体的方向性（目標）を定めるものです。また、財政運営についての情報を市民、そして行政内部で横断的に共有していくことも目的としています。

2 計画の対象

財政基本計画は、地方自治体の基本的な行政経費を計上している「一般会計」を対象とします。

ただし、一般会計が経費を負担している特別会計・企業会計の運営についても、一般会計が経費を負担している範囲で計画の対象に含めます。

3 計画期間および目標設定

財政基本計画は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までの 3 カ年を計画期間とします。

計画策定にあたっては、短期的財政収支見込み（平成 23 年度から 25 年度までの今後 3 年間）と、中長期の財政見通し（平成 33 年度までの 11 年間）を基に、3 年間の計画期間中の方針と実行すべき財政運営上の目標を設定します。

4 本計画の構成

財政基本計画は、4 つの章で構成しています。

第 1 章では、現在の本市の財政状況分析を行いました。

第 2 章では、第 1 章での財政状況分析を踏まえ、現状のまま推移した場合の将来の財政収支（平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間と、平成 26 年度以降平成 33 年度までの 8 年間）を見込みました。

第 3 章では、第 2 章の収支見込みを基に、今後の財政運営方針を定め、期間中（3 年間）に実行する具体的な取り組みと目標を設定しました。

第 4 章では、第 3 章で掲げた具体的な取り組みを目標どおりに達成した場合、第 2 章の「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」がどのように改善するか推計しています。

第1章 現在の本市の財政状況

本市の財政は、1年間に入ってくる収入だけでは1年間に必要とする経費を賄うことができないため、貯金にあたる財政調整基金等を取り崩すことで、単年度の収支バランスを保っており、この状態は平成14年度から続いています。

第1章では、単年度の収支バランスが取れていて財政調整基金等に頼る必要のなかった平成13年度と比較して、その後どのように単年度の収支バランスが推移し、現在に至ったのかという状況分析を、歳入（収入）、歳出（支出）、財政調整基金等（貯金）、市債（借入金）の4つの視点から行いました。

1 歳入（収入）の推移 ～財政運営の基幹となる歳入が減少～

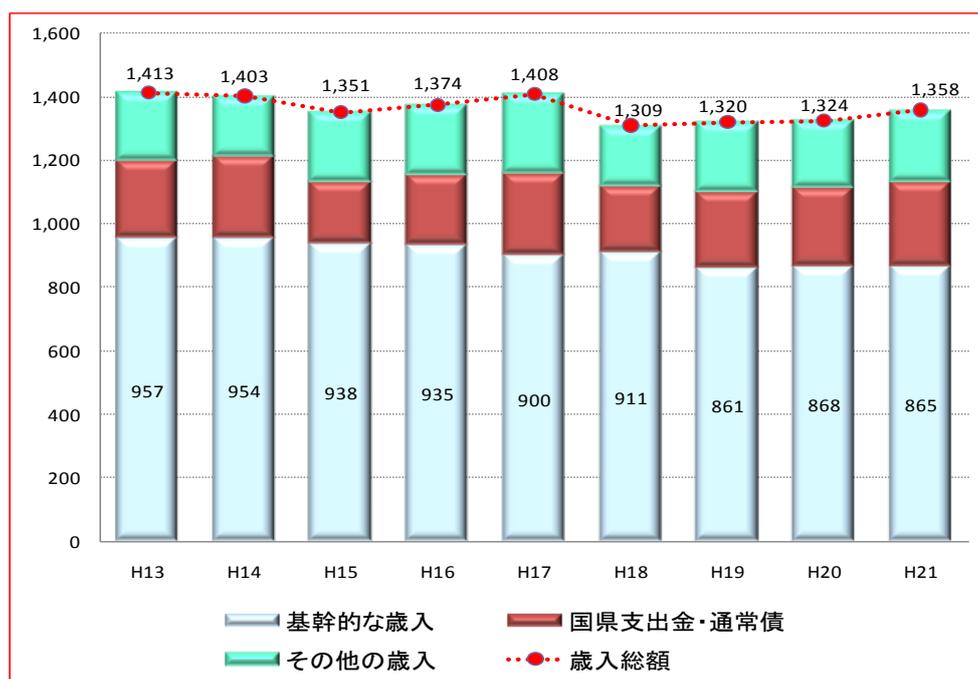
市の歳入（収入）には、例えば市税のように、本市がその使い道を自由に決められる歳入と、建設事業（歳出）の実施に伴って収入される国・県支出金や市債（通常債）のように、使い道が限定されている歳入があり、前者の収入割合が高いほど、自由度の高い、弾力性のある財政運営を行うことができます。

本計画の中では、使い道の自由な歳入の大部分を占めている、「市税」、「地方交付税（臨時財政対策債等含む）」、「地方譲与税」および「各種交付金」を、「基幹的な歳入」として分類しています。

本市の「歳入総額」に占める「基幹的な歳入」と「国庫支出金等の使途が限定された歳入」の推移は次ページ図1のとおりです。

図1 歳入決算額の推移

(単位 億円)



※平成14年度は借換債約38億円を除く決算額

※平成21年度は定額給付金にかかる国庫支出金約67億円を除く決算額

本市の歳入決算額（収入決算額）は、年度によって多少の増減はありますが、おおむね1,300億円から1,400億円で推移しています。

このうち「基幹的な歳入」は、平成13年度以降、毎年度減少傾向にあります。平成13年度の957億円が平成19年度には861億円となり、96億円の減収になりました。

平成20年度以降は微増傾向にあるものの、平成13年度と21年度を比較しても、92億円の減収となっています。

市の財政運営の基本となる「基幹的な歳入」が減少しているということは、本市が自由に使い道を決められる収入（一般財源）が減少しているということであり、これは平成14年度以降、年々本市財政の硬直化が進んでいることを示しています。

2 歳出（支出）の推移

～人件費、投資的経費の減少と社会保障費の増加～

歳出決算額は、平成 13 年度以降、各年度とも 1,300 億円前後で推移していて、ほぼ横ばいといえる状況です。

ただ、平成 13 年度と平成 21 年度でその使い道（性質別）を比較してみると、大きく変化していることがわかります。

(1) 使い道（性質別歳出）の比較

図2 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位 億円)



性質別経費の歳出総額に占める構成比の推移は、図2のとおりです。

人件費、投資的経費および公債費は、平成 13 年度では歳出全体の 53.8% を占めていましたが、平成 21 年度には 41.9% に減少しています。

一方、扶助費と他会計繰出しは、平成 13 年度では歳出全体の 20.4% でしたが、平成 21 年度には 30.9% に増加しています。

平成 13 年度以降、歳出総額はほぼ横ばいの状況ですから、増加する扶助費などの社会保障費を、人件費や投資的経費、公債費などを削減することで捻出している状況にあるといえます。

3 財政調整基金等からの取崩額の推移

～収支不足を基金（貯金）の取り崩しでカバー～

(1) 財政調整基金等残高の推移

「財政調整基金」は、その年の収入が大きく減少した場合や、一時期に多額の経費がかかる場合などの不測の事態に備えて積み立てている貯金です。

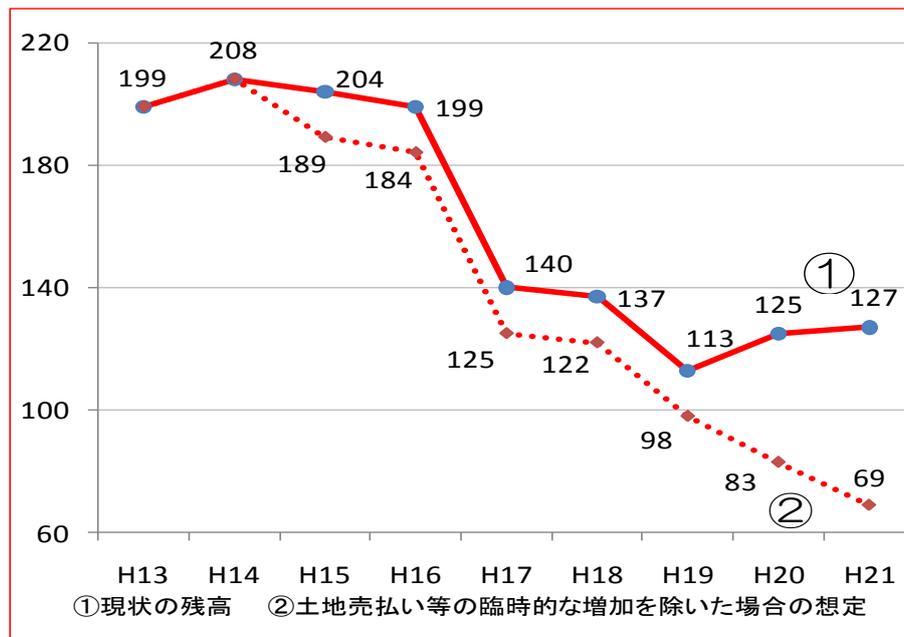
基金残高の推移は図3①で示すとおりです。平成21年度現在で127億円の残高となっています。

しかし、この残高には、未利用地等の売却（平成15年度に約15億円、平成20・21年度の2年間に約36億円）や時限的な職員の給与減額措置（平成20・21年度の2年間で約7億円）といった臨時的に基金を増加させる特別な要因が含まれており、もしこうした要因がなければ、図3の②の破線で表すとおり、平成21年度末の財政調整基金等残高は69億円でまで減少していたものと推測されます。

つまり、財政調整基金等の残高は、臨時的な増加要因を除いてみると、平成15年度以降一貫して減少傾向にあるといえます。

図3 財政調整基金等残高の推移

(単位 億円)



4 市債借入額と借入残高の推移

～通常債の減少と臨時財政対策債等の増加～

(1) 市債の種類

地方自治体は、その年度内に必要な経費はその年度内の収入で賄うのが原則ですが、例外的に将来入ってくる収入を当てにして借金をする場合があります。この借金を「市債」といいます。

市債には、大きく分けて、通常の建設事業等に伴う「通常債」と、地方交付税の不足分を補てんするための「臨時財政対策債等」があります。

「通常債」は、施設整備（道路、学校、公園等）を行う場合など、一時期に多額の資金を必要とする場合に借り入れる市債で、翌年度以降、借入対象施設の耐用年数に応じて分割返済していきます。これは、整備された施設から受けるサービスは将来の市民にも提供されることから、現在の市民からの税だけでなく将来の市民の税からも応分に負担してもらい、世代間の税負担を公平にしていこうという考え方によるものです。

「臨時財政対策債」は、本来、国から自治体へ地方交付税として再配分されるべき現金が、国の財源不足により全てを現金で配分することができないため、その不足額を一旦自治体が借り入れて資金不足を補うものです。ただ、返済額は翌年度以降、国が地方交付税に上乗せして補てんする仕組みになっています。

「通常債」は、建設事業を抑制するなど市の裁量で借入額を調整することが可能ですが、「臨時財政対策債等」は本来は地方交付税として交付されるべき、通常の住民サービスを提供するために必要不可欠な財源ですから、借り入れを抑制することが難しい市債です。

(2) 市債残高の推移

図4 一般会計市債残高の推移（決算）

（単位 億円）

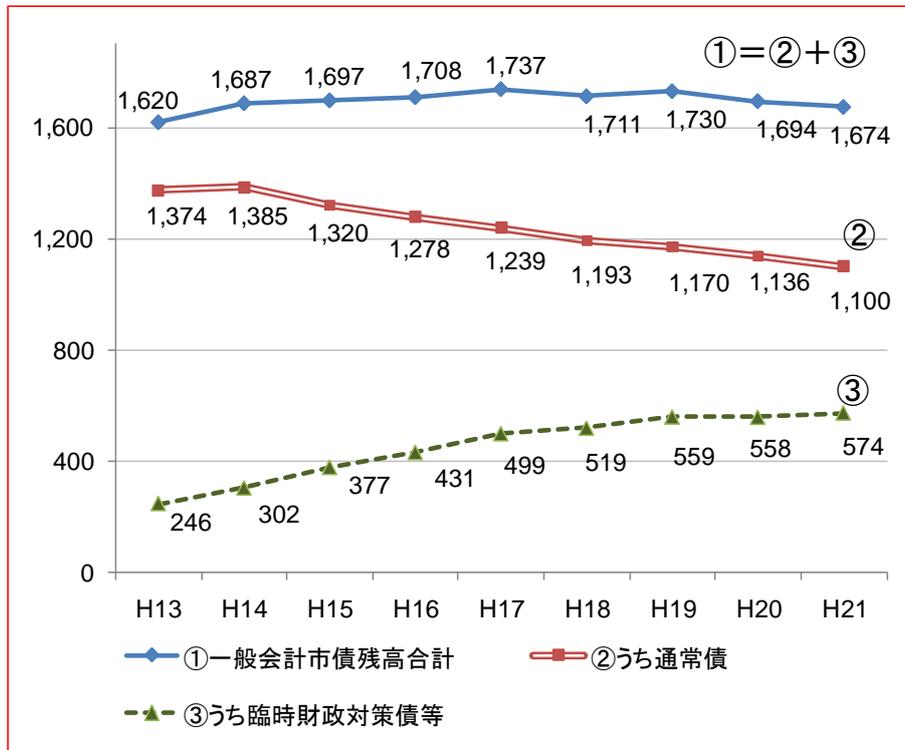


図4の②で示すとおり、市債のうち「通常債」の残高は、毎年度その借り入れを元金返済額以内に抑制しているため、年々減少しています。

一方、「臨時財政対策債等」(図4③)は、返済する元金よりも多く借り入れられているためその残高が増え続けています。

その結果、平成21年度の一般会計全体の市債残高(図4①)は、平成13年度に比べ54億円(約3.3%)増加しています(H13 1,620億円⇒H21 1,674億円)。

現在、地方交付税の原資となる国の税収(所得税、消費税、法人税など)が伸び悩む傾向にあることから、国は「臨時財政対策債」の制度を当面継続させるものと予測されます。しかし、財源不足を借金で穴埋めし先送りするという制度がいつまでも続くと、果たして将来にわたってもその返済額相当の財源が国から補てんされるのかという懸念が生じています。

5 本市の財政状況の総括（1～4のまとめ）

本市はこれまで、道路、下水道、学校など市民生活に必要な社会資本整備を着実に進めてきました。また、現状においても、学校や公共施設の耐震化、待機児童解消のための保育所整備などを進めるとともに、これまでの資産を有効に活用しながら、市民サービスの充実を目指しています。

一方で、市税収入など自由に使える「基幹的な歳入」が落ち込む中で、本市は行財政改革を進め、人件費をはじめとした様々な事業の見直しにより事業費を削減するとともに、「通常債」の借入れを抑制することで、公債費（借入金返済額）の削減にも力を入れてきました。

しかし、こうした削減を上回る勢いで扶助費等の社会保障費などが増加しているため、本市財政は平成14年度以降、単年度の収支バランスが保てない状況が続いています。

その結果、単年度の収支不足額を、財政調整基金等（貯金）の取り崩しによりカバーしていますが、この状況が続けば基金はいずれ枯渇することになり、予算そのものを編成することができなくなります。

また、今後も人口減少に伴う税の減少と高齢化の進展による社会保障費の増加傾向が続くことが予想されるため、将来の単年度の収支不足額はさらに拡大し、基金の減少をさらに加速させるものと予測されます。

《ポイント1》

まずは単年度の収支バランスを均衡させるための取り組みが必要な状況です。その年の収入でその年の支出を賄うことができれば、基金残高の減少に歯止めがかかり、将来にわたって安定した財政運営を行っていくことができます。

次に、市債のうち、通常債については発行抑制による管理を行い、その残高を減少させてきましたが、臨時財政対策債等は元金償還以上の借り入れが続いており、着実にその残高が増加しています。制度上、後年度の返済額は全額国から補てんされる仕組みになっていますが、国の財政状況を踏まえると、果たして将来にわたって償還費相当の財源が担保されるのかという懸念が生じています。

こうした状況から、長期的視点に立って市独自で借り入れを抑制すべきという議論もありますが、借り入れを抑制すれば単年度に必要な現金が不足することになり、その結果、ますます財政調整基金等からの取り崩しを増やさざるを得ないというジレンマがあります。

《ポイント2》

この問題は本市だけで解決できる問題ではないので、本市が前述のポイント1のとおり自助努力することは当然ですが、併せて国に対して、地方に安定した税財源が確保される制度に見直すよう、様々な機会を捉えて働きかけていく必要があります。

第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み

本章では、平成22年度当初予算を基準に、今後、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま、現状の事業（「新実施計画」に位置づけた事業を含む）を継続していった場合、平成23年度から25年度までの3年間の歳入歳出予算がどう推移するか、その収支を推計しました。

また、その後の平成26～33年度までの8年間については、平成26年度以降に予測される主な事業費の増減を平成25年度の推計値に加味してその収支を予測しました。

将来、各年度の収支（財源不足額）が、平成22年度予算と比較してどのように推移していくかを検証します。

1 今後3年間（平成23～25年度）の財政収支見込み

（1）財源不足額の見込み

今後3年間の歳入歳出を、個人市民税は納税義務者数の減を、扶助費などの社会保障費は直近の伸び率を乗じるなどの条件で推計しました。

表1 今後3年間の財政収支見込み（財源不足額）（単位 億円）

	現状	将来推計					
	平成22年度 当初予算	平成23年度	対22年度増減	平成24年度	対22年度増減	平成25年度	対22年度増減
財源不足額(基金取崩額)	△59	△60	△1	△69	△10	△74	△15

※平成22年度当初予算の財源不足額(基金取崩額)は48億円だが、収入に臨時的な土地売払い約11億円が含まれているためこれを除く

推計の結果、今後3年間の当初予算時点での財源不足額（歳入合計－歳出合計）は、表1に示すとおりとなり、いずれの年度も平成22年度を上回る見込みです。

(2) 財政調整基金等残高の見込み

表2 今後3年間の財政調整基金等残高の見込み

(単位 億円)

	将来推計		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
前年度末基金残高 A	132	107	73
当初予算での財源不足額(取崩額)B	△ 60	△ 69	△ 74
予算取崩額と決算取崩額の差 および決算後の積み立て C (年度末に取り崩す必要がなくなる金額)	35	35	35
年度末での実質的な財源不足額 (取崩額) (D=B+C)	△ 25	△ 34	△ 39
年度末基金残高 E=A+D	107	73	34

各年度で生じる財源不足額は、財政調整基金等の残高(表2A欄)からの取り崩し(貯金を下ろす)で賄うこととなりますが、表1に示す財源不足額が生じた場合、財政調整基金等の残高は平成25年度末には34億円(表2E欄)にまで減少すると見込まれます。

残高が34億円にまで減少すると、平成26年度には基金が枯渇してしまう恐れが生じます。

2 中長期（平成 26～33 年度）の財政見通し

（1）予測の前提

3年間（平成 23～25 年度）の財政収支見込みを基に、平成 26 年度以降に予測される財政負担が増加する要素、減少する要素を加味して、その後平成 33 年度までの 8 年間の財源不足額を予測しました。

（2）収支の増減予測

（表 3 の見方）

平成 26 年度を例にすると、「A 負担額が増加する要素」の合計が 5.4 億円、一方「B 負担額が減少する要素」の合計が 1.2 億円となり、差し引き 4.2 億円、平成 25 年度に比べ財源不足額が増加することを示しています。（27 年度は、25 年度に比べ財源不足額が 3.6 億円増加するため、4.2 億円増加した 26 年度と比べると 0.6 億円の減少となります。）

表 3 平成 26～33 年度までの主な事業の増減見込 ※各年度の数値は、平成 25 年度推計値に

項目	内訳	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
A 平成26年度以降、負担額が増加する要素(ア～ス計)			5.4
	ア 退職手当債が発行できなくなるに伴い増加する一般財源負担額		△ 0.1
	イ 新ごみ処理施設建設経費(市債償還費含む)		△ 0.3
	ウ 新ごみ処理施設維持運営費		
	エ 大津行政センターの建て替え		0.2
	オ 老朽化した小学校の改築		0.2
	カ 生活保護費(扶助費)		0.7
	キ 障害者福祉費(扶助費)		
	ク 後期高齢者医療費負担金		0.7
	ケ 介護保険事業に対する繰出金		1.1
	コ 下水道事業会計に対する繰出金		0.2
	サ 特定目的基金残高減少による一般財源負担額		1.4
	シ 社会福祉施設整備に伴う施設建設償還金補助		
	ス 重症心身障害児者施設の運営費(扶助費)		1.3
B 平成26年度以降、負担額が減少する要素(ア～ク計)			△ 1.2
	ア 南処理工場等維持費(維持修繕費・人件費・運営費)		
	イ 公債費(新ごみ処理施設分を除く通常債)		△ 0.4
	ウ 新ごみ処理施設建設用地取得費(H25で終了)		△ 5.8
	エ 市街地再開発事業		5.8
	オ 水道事業会計(広域水道企業団)に対する繰出金		△ 0.1
	カ 病院事業会計に対する繰出金		
	キ 長井海の手公園購入費(PFI)		
	ク 市史編さん事業(H25で終了)		△ 0.7
負担増減計 A+B (平成25年度に比べ増加する財源不足額)		0.0	4.2

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

比べ、どれだけ負担増（△減）となるかを表しています。）

（単位 億円）

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
8.7	28.4	29.6	37.9	37.7	55.7	60.4
△ 0.1	17.4	15.0	20.3	16.9	19.5	20.3
△ 2.3	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.8	0.1	2.0	4.9
					12.8	12.8
1.5						
0.3	0.4					
1.2	1.6	1.8	1.8	1.7	1.6	1.4
0.8	1.7	2.6	3.4	4.3	5.1	6.1
1.7	3.1	4.4	5.5	6.7	6.9	6.8
1.8	2.2	2.5	2.5	2.4	2.3	2.0
0.7	0.1	0.3	1.2	1.7	1.5	2.1
1.6	1.6	2.1	2.3	2.3	2.3	2.3
0.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
△ 5.1	△ 11.0	△ 12.4	△ 13.7	△ 11.6	△ 34.5	△ 47.8
△ 0.4	0.1	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 22.5	△ 22.5
△ 0.8	△ 1.6	△ 2.4	△ 0.6	1.9	1.1	△ 12.2
△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8	△ 5.8
△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5
△ 0.3	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.3	△ 1.3
			△ 2.8	△ 2.8	△ 2.8	△ 2.8
4.4	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0
△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7
3.6	17.4	17.2	24.2	26.2	21.2	12.6

前ページ表3の結果から、平成26年度以降は、いずれの年度も平成25年度と比較してさらに財源不足額が増加すると予測されます。

前述の平成23～25年度の推計で、平成25年度の実質的な財源不足額は39億円（P11表2D欄）と見込んでいますので、これに各年度でさらに増加する財源不足額（表3）を加えた実質的な財源不足額は、表4C欄のとおりとなります。

平成26年度は、平成25年度と比較して財源不足額が4.2億円増加するため、実質的な財源不足額（基金取崩額）は、43.2億円（39億円+4.2億円）となり、平成31年度には、今後11年間で最も多い65.2億円まで増加すると予測されます。

平成32年度以降は減少局面となるものの、平成33年度の実質的な財源不足額は51.6億円で、平成25年度の実質的な財源不足額（39億円）に比べ、12.6億円悪化すると見込まれます。

表4 平成26年度以降の実質的な財源不足額

（単位 億円）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
A 平成25年度の財源不足額	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0
B 平成26年度以降、各年度でさらに増加する財源不足額(表3 A+B欄)	4.2	3.6	17.4	17.2	24.2	26.2	21.2	12.6
C 実質的な財源不足額(A-B)	△ 43.2	△ 42.6	△ 56.4	△ 56.2	△ 63.2	△ 65.2	△ 60.2	△ 51.6

第3章 持続可能な財政運営のための財政運営方針と具体的な取り組み

本章では、第2章での財政収支見込みを改善させ、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくための今後の財政運営の方針と、具体的な取り組み、および目標値を定めます。

1 今後の財政運営の方針

第1章における本市の財政の現状および第2章の収支予測の検証から、本市の財政運営上の最も大きな問題点は、単年度の収支が赤字であることであり、まずはこれを改善することが必要です。収支の均衡（赤字の解消）を図ることができれば、基金の目減りを防ぐことができ、将来に向かって安定した財政運営を行っていくことができるからです。

また、今後の人口減少や高齢化、経済の低成長に備え、将来の負担をできる限り抑制する方策を講じるとともに、将来の収入を増加させる政策を推進することが必要と考えます。

こうした観点から、以下の3項目を今後の財政運営の方針とし、それぞれの方針の下、実行すべき具体的な取り組みを定めます。

財政運営方針1 単年度の収支バランスを改善する。

財政運営方針2 今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する。

財政運営方針3 将来負担の抑制と、将来収入の増加を図る。

2 財政運営方針 1「単年度の収支バランスを改善する」ための取り組みと数値目標

悪化する見込みの単年度の収支バランスを改善するための取り組みを進めます。

(1) 取り組みと数値目標

① 「事務事業等の総点検」による経費削減

＝数値目標＝

平成 25 年度当初予算までに、平成 22 年度予算比で 24 億円以上の経費（一般財源）削減を図ります。

② 新規債発行比率の設定

(ア) 一般会計通常債

＝数値目標＝

平成 23～25 年度までの 3 年間平均で、新規債発行比率を 90%以下に抑制します。

$$\text{通常債新規債発行比率} = \frac{\text{通常債借入額}}{\text{通常債元金償還額}} \times 100$$

(イ) 臨時財政対策債

＝数値目標＝

各年度の借入額は、国から示される発行可能額未満（100%未満）に抑制します。

$$\text{臨時財政対策債発行比率} = \frac{\text{臨時財政対策債借入額}}{\text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100$$

③ 一般会計繰出し対象企業債の発行抑制（下水道事業）

＝数値目標＝

下水道事業会計における建設投資を、平成 23～25 年度までの 3 年間平均で、減価償却費の 65%以内に抑制します。

④ 滞納対策の推進

＝数値目標＝

未収金対策を進め、平成 25 年度決算での市税の徴収率を現年度調定分を 98.6%以上に、滞納繰越分を 19.8%以上に向上させます。
（特別土地保有税を除く）

⑤ 市債残高の削減（全会計）

＝数値目標＝

市債残高（全会計）を、平成 25 年度決算までに 3,000 億円未満に減少させます。

(2) 参考指標

以下の財政指標は、市の歳入に対する歳出の割合を表す指標です。いずれも本市財政の健全性をチェックするためには有効な指標ですが、景気の動向や国の制度改正によって大きく変動する歳入の影響により、その数値が大きく変動するため、目標として設定するには適さない側面を持ち合わせています。

そこで、本計画では、以下に記述する3つの指標を「参考指標」として位置づけ、それぞれの数値に本市財政の健全性を判断する上での目安を設定し、今後の推移をフォローしていくこととします。

① 経常収支比率

＝数値の目安＝ 平成25年度決算数値 97.5%以下

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{毎年経常的にかかる経費のうち、使い道の自由な収入を使って支払う経費}}{\text{毎年経常的に収入される使い道の自由な収入}} \times 100$$

② 総人件費比率

＝数値の目安＝ 平成25年度決算数値 32.0%以下

$$\text{総人件費比率} = \frac{\text{総人件費※}}{\text{市税＋地方交付税等（臨時財政対策債等含む）}} \times 100$$

※総人件費＝退職手当を除く正規職員給与費＋非常勤職員報酬＋賃金

③ 公債費比率

＝数値の目安＝ 平成25年度決算数値 11.0%以下

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{市債の返済額（一般財源）－地方交付税に上乗せされた市債の返済額}}{\text{市税＋地方交付税（臨時財政対策債等含む）－地方交付税に上乗せされた市債の返済額}} \times 100$$

3 財政運営方針2「今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する」ための取り組みと数値目標

本計画最終年度である平成25年度決算時点で、将来にわたって安定した財政運営に必要な財政調整基金等（財政調整基金および公有施設整備基金）の残高を確保するための取り組みを進めます。

(1) 遊休未利用地の売却による資金確保（売却目標20億円）

(2) 基金残高115億円の確保

4 財政運営方針3「将来負担の抑制と、将来収入の増加を図る」ための取り組み

将来の財政負担を軽減する効果のある取り組みや、将来の収入を増加させる効果のある取り組みを進めるとともに、「横須賀市基本計画」に掲げた理念に沿って、「横須賀市実施計画」に位置づけた事業の予算化を優先的に進め、本市の魅力を向上させるよう努めていきます。

(1) 将来の負担（経費）を抑制するための取り組み

- ① 省エネルギー化の促進
- ② ファシリティマネジメントの検討
- ③ 予防施策の充実
- ④ 受益者負担の適正化
- ⑤ 土地開発公社保有土地の削減（公社借入金55億円以下）

(2) 将来の収入を増加させるための取り組み

- ① 集客促進、定住促進、企業誘致の促進
- ② 行政財産の貸付による収入の確保
- ③ 地方交付税の基準財政需要額の増加
- ④ 広告収入の拡充
- ⑤ 地方に必要な財源確保のための国への働きかけの強化

第4章 数値目標を達成した場合の財政収支見込み

第2章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」を基に、第3章では今後の財政運営の方針と、方針を実現するための具体的取り組みと目標を設定しました。

本章では、第3章で設定した数値目標を達成した場合に、第2章の将来の財政収支見込みがどのように改善するかを再度推計しました。

1 今後3年間（平成23～25年度）の財政収支見込み

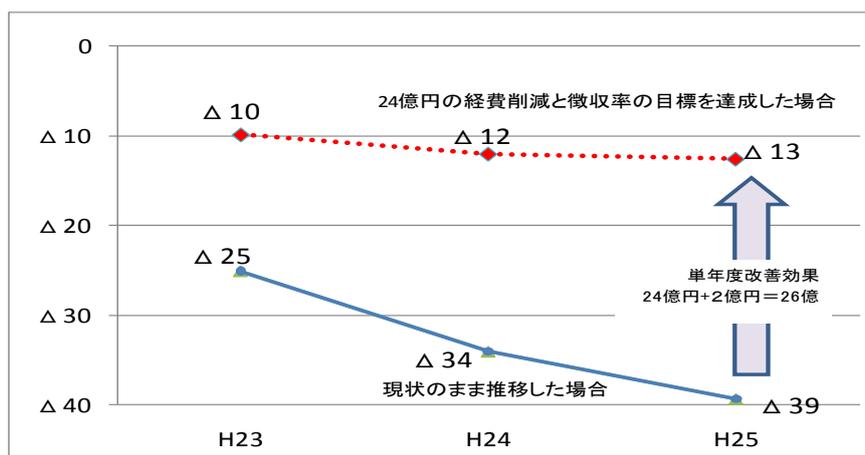
(1) 単年度収支バランスの改善

～事務事業等の総点検による歳出削減と滞納対策による効果

平成25年度までの今後3年間で、平成22年度予算と比較し、一般財源で24億円以上の経費削減と、市税徴収率の目標（徴収率の向上）を達成することで、各年度の財源不足額は、図5のとおり改善する見込みとなります。

第2章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」では、平成23年度は25億円の実質的な財源不足が見込まれましたが、これら2つの数値目標を達成することで、財源不足額は10億円にまで改善する見込みです。同様に、平成24年度は34億円が12億円に、平成25年度は39億円が13億円に改善される見込みです。

図5 経費削減と滞納対策による改善効果（実質的な財源不足額の比較）（単位 億円）



また、これに伴って、当初予算における財政調整基金等からの取崩額も表5のとおり改善することが見込まれます。いずれも平成22年度の当初予算での取崩額（59億円）よりも改善することになります。

表5 当初予算における財源不足額（基金取崩額）の比較

（単位 億円）

◎「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算における財源不足額（基金取崩額）	△ 59	△ 60	△ 69	△ 74

◎数値目標（歳出削減・市税徴収率向上）を達成した場合

当初予算における財源不足額（基金取崩額）	△ 59	△ 45	△ 47	△ 48
----------------------	------	------	------	------

※平成22年度の基金取崩額は、臨時的な土地売却代約11億円を除く額

（2）今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高の確保

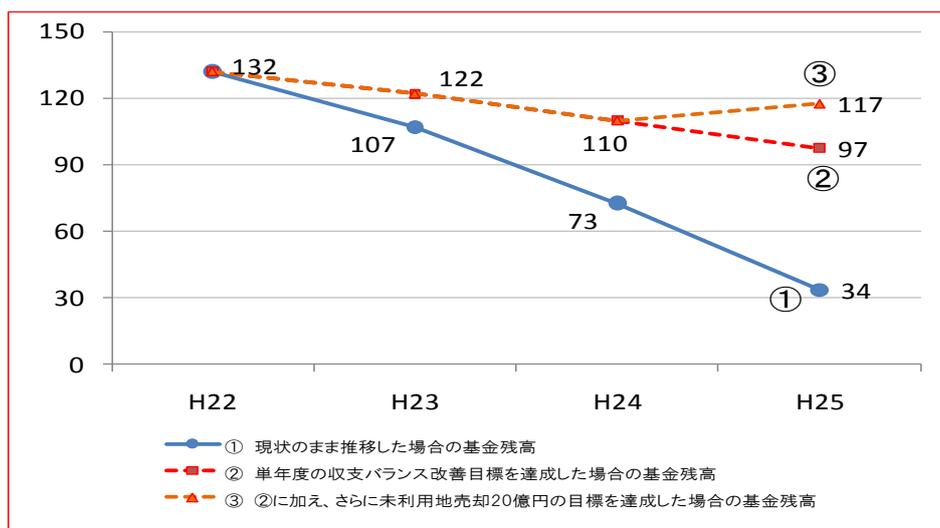
～単年度の収支改善と遊休未利用地の売却による効果

第2章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」では、平成25年度末の財政調整基金等残高は、34億円にまで減少する見込み（図6①）でしたが、24億円以上の歳出削減目標と徴収率向上目標を達成することで、平成25年度末での財政調整基金等の残高は97億円にまで改善する見込みとなります。（図6②）

また、これに遊休未利用地の売却目標（20億円）が達成されれば、財政調整基金等の残高はさらに（20億円）増加することになり、平成25年度末で117億円の残高を確保することができます（図6③）。

図6 財政調整基金等残高の見込み

（単位 億円）



2 中長期（平成 26～33 年度）の財政見通し

（1）単年度の財源不足額の推移

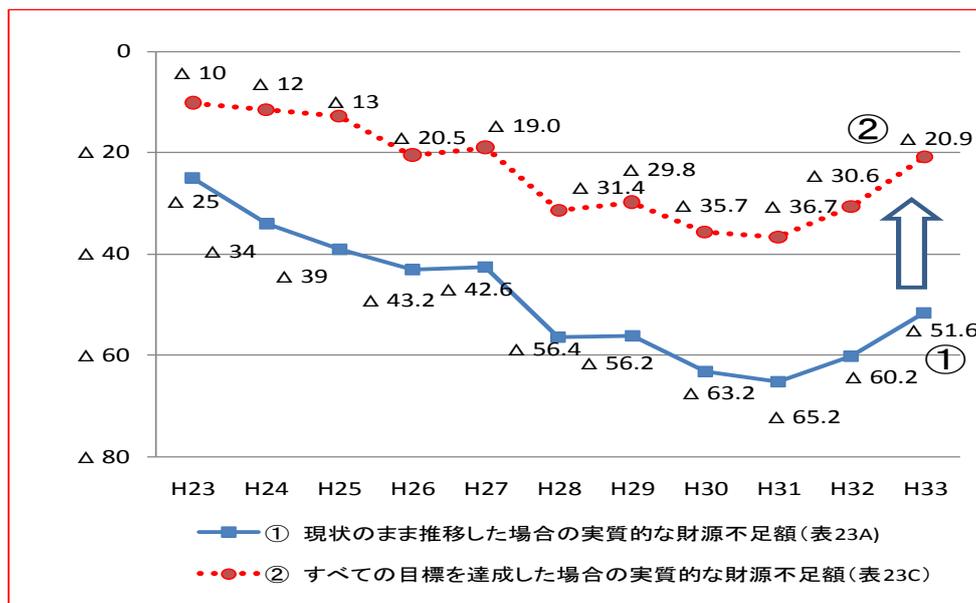
短期間で収支改善効果が表れる歳出削減や徴収率の向上目標を達成することに加え、「新規債発行比率」や「一般会計繰出し対象企業債の発行抑制」など、その効果が後年度に表れる数値目標を達成した場合の効果を加味すると、中長期の財政見通しは、図 7②のとおり改善すると予測されます。

「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」（図 7①）では、平成 33 年度に 51.6 億円と見込まれた財源不足額が、目標を達成することで図 7②のとおり、20.9 億円の財源不足額にまで改善される見通しとなります。

ただし、依然として収支はマイナスであり、単年度の財源不足の完全な解消までには至りません。

図 7 平成 26 年度以降の実質的な財源不足額

（単位 億円）

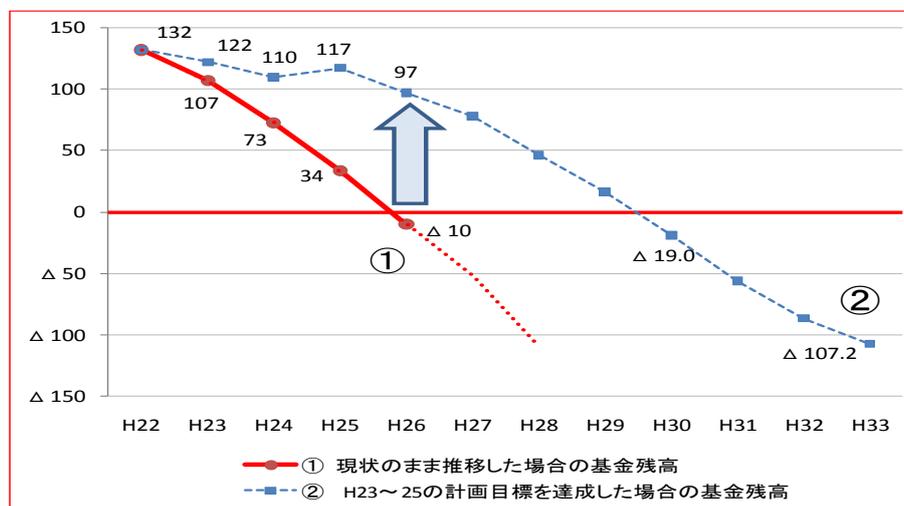


(2) 財政調整基金等残高の見込み

第2章の「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」では、財政調整基金等は平成26年度には枯渇してしまうという予測(図8①)となりましたが、目標を達成することで単年度の収支が改善し、財政調整基金等の減少は抑制される見込みです。

ただ、目標を達成した場合であっても、単年度の財源不足は完全に解消されないため、中長期の財政見通しでは、平成30年度には基金が枯渇する(残高がマイナスになる)ことが予測されます。(図8②)

図8 平成26年度以降の財政調整基金等残高の見込み (単位 億円)

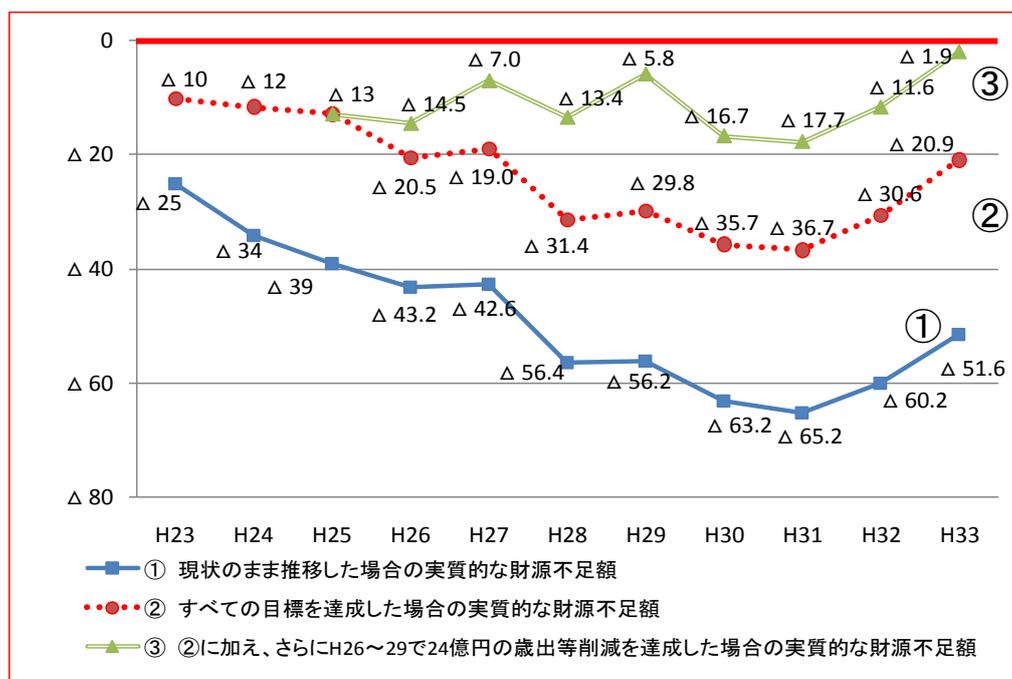


(3) さらに事業見直しの必要性

平成 30 年度に基金残高が枯渇してしまう事態に陥らないためには、本計画（平成 23～25 年度）の終了後もさらなる事業の見直し作業を継続し、単年度収支の改善と、基金残高の確保に取り組んでいく必要があります。

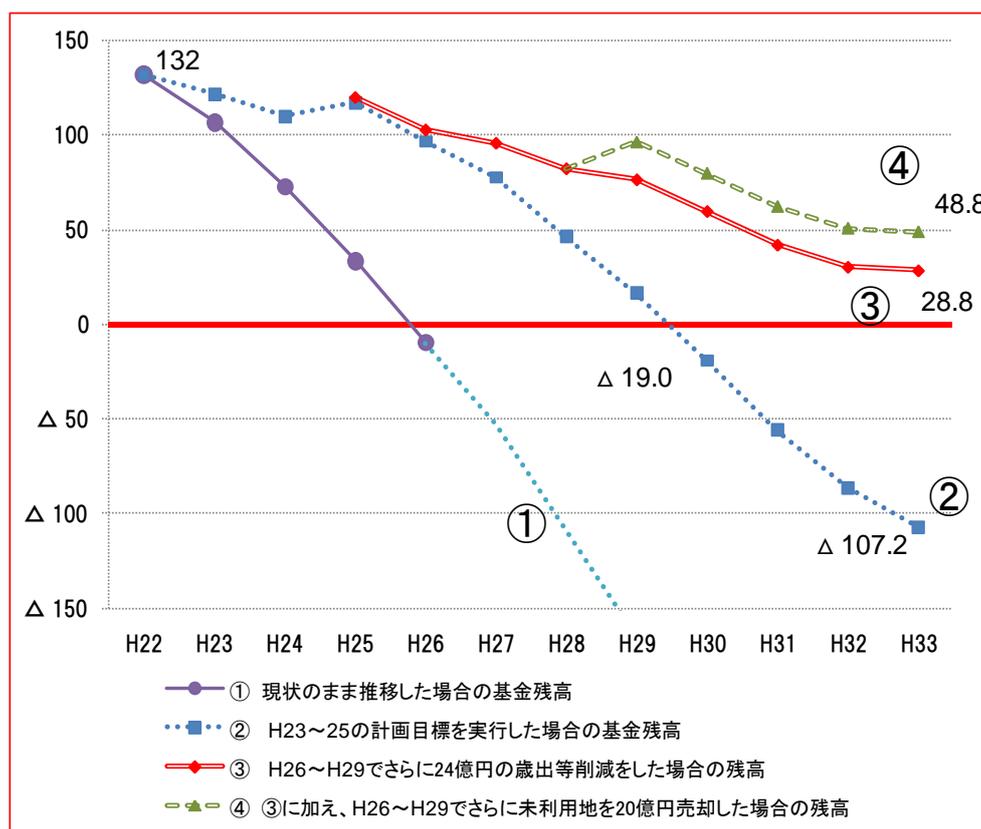
仮に、本計画終了後の平成 26～29 年度の 4 年間で、さらに本計画と同額の 24 億円（一般財源ベース・年 6 億円×4 年）の歳出等削減を行うことができれば、単年度の財源不足額は図 9 ③のとおり推移すると予測されます。本計画上のすべての目標を達成した場合の財源不足額（図 9 ②）よりさらに改善し、平成 33 年度には単年度の財源不足額は 1.9 億円にまで改善すると予測され、ほぼ収支均衡に近付くこととなります。

図 9 H26～29 でさらに 24 億円の歳出等削減を行った場合の財源不足額の推移（単位 億円）



その結果、平成 30 年度には枯渇すると予測された基金残高も、平成 33 年度まで、枯渇する事態には至りません (図 10③)。また、さらに平成 26 年度から 29 年度の期間においても 20 億円の遊休未利用地の売却を行うことができれば、基金残高は図 10④のとおり推移すると予測され、なお一層の残高確保が可能となります。

図 10 平成 26 年度以降の財政調整基金等残高の見込み (単位 億円)



※H26~29の歳出等削減は、各年度均等(6億円ずつ)に行うと想定
 ※未利用地は、平成29年度に一括売却した場合を想定

3 計画のまとめ

今回の推計結果では、本計画に掲げた目標を達成することができれば、計画期間中（平成 23～25 年度の 3 年間）の財源不足は平成 22 年度に比べ改善するとともに、財政調整基金等についてもある程度の残高が確保される見込みとなります。ただ、一方で、目標を達成したとしてもさらにそれ以降（平成 26 年度以降）に予測される事業等を勘案すると、平成 30 年度には基金が枯渇してしまう可能性を予測しています。

計画策定にあたっては、こうした予測にも十分対処しうる目標設定を掲げることも考えられますが、現状において、今後 10 年先の景気がどう変化するか、国の制度がどう変化するかを予測して、精度の高い中長期の財政収支を推計することは困難であり、また、そうした不確実な推計結果を基に、住民サービスに大きな支障を来すような、さらに厳しい削減目標を直ちに設定することも、適切な対応とはいえません。

したがって、当面は本計画の数値目標を着実に達成することを第一とし、一方で本計画の推計や社会情勢が大きく変動した際には、計画期間中であっても迅速にその方針や目標数値を変更するといった柔軟な対応も視野に入れて財政運営を行っていく必要があると考えています。

また、本計画における中長期の財政見通しの結果から、将来にわたって基金残高を確保するには、本計画が終了する平成 26 年度以降も、新たな行財政改革や事務事業等の総点検などの取り組みを行っていく必要がありますが、その数値目標については次期財政基本計画を策定する段階（平成 25 年度）で、本計画で掲げた運営方針、目標についての検証とその時点での財政推計を行ったうえで、改めて設定することとします。